新市建設計画策定方針

1 建設計画策定の趣旨

- (1)関市、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町(以下「関係市町村」という。)は、合併に伴う建設計画(以下「計画」という。)を策定し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示す。
- (2)住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を目指す。
- (3)新たな市として速やかな一体化を推進する。
- (4)関係市町村の住民に対し、将来に対するビジョンと市町村合併に伴う効果を示す。

2 計画策定の指針

- (1)計画の実施を通じて、地域住民の生活水準や文化水準が向上することを 基本とする。
- (2)住民アンケートを実施し、住民が望む施策を反映した住民主体の計画と する。
- (3)住民サービスや負担については、行政格差が生じないよう一元化に努め、 負担公平の原則に立ち、計画を策定する。また、住民生活に急激な変化 を及ぼさないよう十分配慮する。
- (4)施策分野ごとに、ハード建設事業だけでなくソフト事業も盛り込んだ総 合的な計画とする。
- (5)計画の策定にあたり、関係市町村の総合計画を尊重するとともに、新市としての全体的な見地から、整合性を図り一体性の確保に努める。
- (6)計画の策定にあたり、関係市町村の重点事業に配慮し施策の選定を行う。 また、事業の緊急度、重要度、優先度、合併により期待できる効果等も 十分に検討する。
- (7)関係市町村の地域特性や特殊事情を考慮しながら計画を策定する。
- (8)合併による効果が発揮又は期待できる新たな施策立案を目指す。
- (9)新規公共施設等の整備については、関係市町村の要望に配慮しつつ、地域バランスや受益者割合及び財政事情を考慮しながら整備する。
- (10)市税、地方交付税、国庫補助金、県補助金、地方債等の財源を過大に見 積もることなく、合理的で健全な財政運営を行うための財政計画を策定 し、計画内の事業との財源調整を図る。
- (11)計画の実施を通じて、適正な職員体制等の行政改革を推進し、行政組織 及び運営の合理化を図る。
- (12)事務事業の一元化による調整結果を反映した計画とする。

3 計画の内容

- (1)計画の対象となる地域 関係市町村の地域とする。
- (2)計画の期間 合併後、概ね10年間とする。
- (3)計画の骨子

合併特例法第5条の規定により、以下の項目を盛り込む。 建設の基本方針 新市建設の根幹となる事業に関する項目

公共的施設の統合整備に関する項目 財政計画

4 新市建設の根幹となる事業について

- (1)対象事業は、合併後の市のまちづくりの基本となるものとする。
- (2)関係市町村の総合計画、中濃地域広域市町村圏計画及び過疎地域自立促進計画等を十分配慮する。
- (3) 具体的な施策は、関係市町村の事業担当課や企画担当課と調整する。
- (4)合併による効果が期待できる新規事業についても検討する。
- (5)合併特例債等の地方債の活用は、将来の財政負担を十分考慮する。
- (6)岐阜県が事業主体となる事業は、県と協議調整を行う。
- (7)計画に盛り込まれる事業は、関係市町村の住民要望等を踏まえた事業や 合併に際し必要となる事業が優先される。

5 財政計画について

- (1)健全な財政運営を行うことを原則とする。
- (2)計画に定められた施策を実施するにあたり、長期的展望に立って限られ た財源の効率的な運用を図るために策定する。
- (3)事業の実施年度や優先度を判断する根拠とする。
- (4)歳入については過大に見積もることなく、地方交付税等については将来 予測及び国の動向等も考慮し推計する。
- (5)各事業に係る補助金等の財源は、現行制度を基本として捕捉する。
- (6)将来人口フレーム等の各種統計データを参考にする。
- (7)合併による住民負担(負担金等)の増減を反映させる。
- (8)合併による国及び県の財政支援を反映させる。
- (9)地方交付税の合併算定替特例終了後の15年後まで検証する。
- (10)職員適正化等の行政改革による削減経費を反映させる。
- (11)歳入・歳出の見積もり方法や推計となる根拠を明らかにする。
- (12)事務事業調整により必要となる財政負担等も考慮する。